

議案第 147 号

世田谷区児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 7 年 9 月 16 日

提出者 世田谷区長 保 坂 展 人

(説明) 児童福祉法の改正に伴い、規定の整備を図る必要があるので、本案を提出する。

世田谷区児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

世田谷区児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（令和元年１０月世田谷区条例第３６号）の一部を次のように改正する。

第１０条中「第３３条の１０各号」を「第３３条の１０第１項各号」に改める。

附 則

この条例は、令和７年１０月１日から施行する。